

横須賀法人会 ニュース みなと

MINATO

CONTENTS

**第32回全国大会徳島大会
平成28年度税制改正に関する提言を発表**

**「監督生活50年を振り返って」
横浜高校野球部前監督 渡辺元智氏
—三浦半島青年団体交流会主催講演会—**

NO.
255
2015.11

法人会
**消費税期限内納付
推進運動**



くりはま花の国のコスモス 秋の大人気スポット「くりはま花の国」のコスモス園では、10月中旬頃には100万本のコスモスが咲いて、一面のお花畑が広がります。
(写真/稲毛敦子)

第32回 法人会全国大会 徳島大会開催 平成28年度税制改正に関する提言発表



全国大会で挨拶する 全法連・池田弘一会長

10月8日、公益財団法人全国法人会総連合主催「第32回法人会全国大会」が、徳島県・徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）で開催され、全国から1,900名の各会代表が集い、初秋の徳島市が熱気に包まれた。

当会からは、菅原会長、桜井副会長、釜谷事務局長の3名が、税制改正に関する提言の発表などに参加した。

行財政改革の推進と 中小企業の活性化を図る税制を求める

大会は、中原 広 国税庁長官、飯泉嘉門 徳島県知事をはじめ、多くの来賓を迎えて挙行政され、全法連・池田弘一会長は冒頭の挨拶で、「全国大会は『法人会の税制改正に関する提言』の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層連帯を深めることを目的に、年に1回開催されています。

さて、新公益法人等への移行を契機に「税のオピニオンリーダーたる団体」として公益的な活動をさらに積極的に展開するとともに、より透明性ある運営に心がけ、引き続き広く社会に貢献してまいりたいと考えております。

ところで、我が国は、長引くデフレからの脱却と強い経済の再生を目指した積極的な経済政策により、景気の緩やかな回復基調を続け、好循環サイクルに入る動きを示していると見られます。しかし、これを着実な好循環軌道に乗せるには、まだまだ課題が山積している状況です。

特に、地域経済と雇用の担い手である中小企業には、経済政策の効果が十分浸透しておらず、引き続き地方創生の取り組みを深化させつつ、多角的で実効性のある戦略が求められます。また、財政健全化では、改めて歳入・歳出一体による改革工程を示し、着実に実行する必要があります。

法人会では、こうした観点から、このたび税制改正に関する提言を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、実現されることを強く期待するところであります。」と述べた。

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新公益法人等への移行を契機に「税のオピニオンリーダーたる団体」として、引き続き、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、企業利益が総じて改善傾向にあり、設備投資も増加基調に転じ始めるなど「アベノミクス」が一定の効果を上げ、緩やかな回復基調を続けている。

しかしながら、米国の金融政策や中国経済など外部環境が不確実性を増しており、新たな成長戦略のもと、できるだけ早期に国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環という持続的な成長サイクルを構築することが求められている。

加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題となっている。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、アベノミクスによる効果は、地域経済と雇用の担い手である中小企業に、まだ十分に浸透していない。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の活性化が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実効税率20%台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成28年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ徳島の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成27年10月8日
全国法人会総連合全国大会

平成28年度 税制改正に関する提言 (要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。
- (1)財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- (2)消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

平成28年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、
国・地方とも行財政改革の徹底を!
- 中小企業の力強い成長なくして
真の経済再生なし!
- 法人の実効税率を20%台に引き下げ、
軽減税率15%の本則化の実現を!
- 中小企業の円滑な事業承継のために
欧州並みの本格的な税制の創設を!

3. 行政改革の徹底

- 消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりではなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率10%への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。
- (1)軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (2)低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
- (3)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (4)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

- 国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。
- また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。

○マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

○アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

- (1)我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。
- (2)代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。



「アスティとくしま」会場前で菅原会長と桜井副会長

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③対象会社規模を拡大する。
- (2)親族外への事業承継に対する措置の充実
- (3)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

Ⅲ. 地方のあり方

○地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

○我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

- 今年が5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展ははまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
2. 交際費課税の適用期限延長

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1)基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2)各種控除制度の見直し
 - (3)個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

- 地価の動向は、全国ベースでは依然として下落が続いているが、一方で三大都市圏では上昇に転じる傾向にある。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
- また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、納税者に対して分かり易い説明をすることが求められる。

2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. e-Tax（電子申告）

e-Tax宣言!!

（公社）横須賀法人会はe-Taxでの申告・納税を積極的に推進します。

e-Tax 利用推進運動展開中!

税理士による代理送信で e-Tax の利用を!!



監督生活50年を振り返って… 横浜高校野球部前監督 渡辺元智氏講演会

10月19日、横浜高校野球部前監督の渡辺元智氏の講演会が、三浦半島青年団体交流会主催で一般に公開されて開催された。(於：セントラルホテル)

今夏限りで監督生活を引退した渡辺氏は、甲子園通算51勝、甲子園全国優勝 春3回・夏2回、日本代表監督として、三度の国際大会に出場し優勝2回・準優勝1回等々輝かしい実績を残し、多村仁志 (横浜DeNA)・松坂大輔 (福岡ソフトバンク)・成瀬善久 (東京ヤクルト) 涌井秀章 (千葉ロッテ)・石川雄洋 (横浜DeNA)・筒香嘉智 (横浜DeNA) などの現役を含む57名のプロ野球選手を輩出してきた。また、横須賀市出身の上地雄輔 (芸能人) も同高野球部のOBであることは有名だ。



横浜高校野球部前監督 わたなべ もとちか 渡辺 元智 氏

人生において目標を持たせることがいかに大切か、常に『打倒江川』『打倒東海大相模』『甲子園優勝』と目標に向かって、来る日も来る日も厳しい練習をしてきました。最後の夏に、東海大相模に敗れて終わったのも、私らしいと思っています。—講演内容より抜粋—

50年にわたるたくさんの選手とのエピソードは、昭和48年に初の全国優勝した時の甲子園球場のあの熱い実況が甦ってくるような場面の、選手との駆け引きから始まって、鮮明な記憶とともに語られ、尽きることがなかった。



関心の高い講演会に会場は埋め尽くされた

目標を持った人生を

渡辺氏は「50年を振り返ると、光陰矢の如しでした。20歳でコーチになった時は、日本一長い練習をやれば勝てると思って、車のライトを照明代わりにして夜遅くまで練習をしました。今のような技術論も理念も持たず、設備もない環境で、当時の選手たちはよく我慢し創意工夫したと思います。時代は変わって、現在は本当に恵まれた環境の中で野球ができています。

しかし、やはり一生懸命、死に物狂いで戦った者同士にのみ真の明暗があります。そのためには、楽しくやらせることも大事ですが、長く厳しい練習で力がつくことと確信し、厳しい姿勢で臨んできました。甘やかすことこそが一番人間をダメにするのです。

そして、試合で勝利するよりも敗北から学んだことが多く、それは、指導者、親として人生の経験者であり年輩者である私自身が人間を磨かない限り、チームは強くないし、次の時代に本当によい子供たちが育たないということを教えてくれたのです。



講演会の冒頭に主催者代表で挨拶する立石文彦青年部会長

三浦半島青年団体交流会は、主催する横須賀法人会青年部会と、横須賀市・三浦市の商工会議所青年部、青年会議所、横須賀青年八日会の6団体が、団体の垣根を越えて繋がり、共に次代によりよい三浦半島の将来について意見を交わし、協力して行こうというもの。

当日は、各青年団体からの100名と法人会会員70名、一般市民180名等、総勢350名が参加した。

女性部会がマイナンバー研修会

9月2日、女性部会は、横須賀税務署法人課税第1部門柳元 剛上席を講師に「どうなるマイナンバー制度～会社の実務と対応～」と題して一般公開で研修会を開催した。(於：横須賀商工会議所)



柳元上席⑥の分かりやすい説明を熱心に聴く皆さん

ネパール駐日大使に義援金を託す

9月7日、菅原会長は東京都目黒区のネパール大使館を訪れ、4月のネパール大地震に対して募った当会会員の義援金45万円を、マダン・クマール・バッタライ駐日大使に直接手渡した。

菅原会長は、お見舞いとともに少しでもお役に立てたらと述べ、バッタライ大使は感謝の意を述べ、感謝状を渡した。



義援金を手渡す菅原会長⑥とネパール駐日大使マダンクマールバッタライ氏

うらりで米海軍第7艦隊音楽隊コンサート

9月11日、三浦地区会は恒例の米海軍第7艦隊音楽隊のコンサートを開催した。(於：「うらり」三浦市民ホール) 写真⑥

ジャズのスタンダードナンバーからアメリカンポップス、日本の歌謡曲まで18曲を演奏し、450名満員のホールは、素晴らしい演奏に酔いしれた。あっという間の至福の2時間を過ごした観客からは、早くも来年のコンサートを熱望する声があがった。



献血活動と親睦旅行会開催



9月27日、南部地区会は京急久里浜ウイング前で献血活動を実施した。呼びかけで58名の方が協力、45名から尊い献血を受けた。写真①



10月2日、南部地区会親睦旅行が実施された。今年は、東京・汐留にある浜離宮恩賜庭園の手入れの行き届いた庭とコスモスを鑑賞してから、航空科学博物館見学、成田山新勝寺参拝と千葉・成田方面まで足を伸ばした。



国外転出時課税制度について

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 **外村 貴朗**



平成27年7月1日以降に一定の居住者が国外転出をする場合には、その国外転出時に有価証券等の譲渡等があったものとみなして、所得税が課税されることになりました。

今回は、国外転出時課税制度について解説をします。

(1) 制度が設けられた理由

株式等の譲渡益については、売却した者の居住国に課税権があるとされていたため、国内で保有していた株式等を出国先の譲渡益非課税国で売却することで、課税逃れができてしまいます。その防止策として創設された制度です。

(2) 内容

①対象者

国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなること）時に保有していた有価証券等の評価額が1億円以上の者であり、かつ、国外転出の前日10年以内に5年超国内に居住していた者が対象となります。海外永住する人だけでなく、海外駐在や留学を目的とする人も対象に含まれます。

②課税対象資産

有価証券、未決済信用取引等、未決済デリバティブ、匿名組合出資持分、ストックオプションが課税対象資産となります。海外赴任の際には、注意が必要です。

③課税対象金額

国外転出の前に確定申告書の提出をする場合は、国外転出の予定日の3月前の日の時価、国外転出後に確定申告書の提出をする場合は、国外転出時の時価で譲渡したものとみなされます。

(3) 帰国した場合

この規定の適用を受けた者が、国外転出の日から5年を経過する日までに帰国をした場合において、引き続き課税対象となった有価証券等を有していた時は、課税を取り消すことができます。

(4) 納税猶予

国外転出時課税制度は、実際には譲渡していない株式等について課税されてしまうため、一定の手続きにより納税猶予の規定が設けられています。

(5) 贈与等により非居住者に有価証券等が移転する場合

居住者の有する有価証券等が贈与、相続または遺贈により非居住者に移転した場合には、その贈与、相続または遺贈の時に、時価でその有価証券等の譲渡等があったものとみなされます。

(6) おわりに

今回の制度は、海外に移住する富裕層に対する新たな課税制度と言えます。しかし、一時的な出国者に対しても課税されてしまうため、納税猶予や課税取り消しの制度が設けられています。所定の手続きを期限までに行って認められるものですから、この制度の適用対象者になるのかどうかを把握して、適切な手続きを行うことが必要です。



**にせ税理士に
注意してください!**

東京地方税理士会横須賀支部
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所3階
TEL 046-824-4193

会員募集中!

なぜ? 80万社の社長たちは『法人会』に入会したのか!

- 法人会は、創設60年を超える全国で80万社が加入する団体です。
- 会社経営に役立つ税知識や経営情報を提供します。
- さまざまな業種の人と出会いは、新しいつながりとビジネスを生み出します。
- 法人会への参加が税に関する提言や社会貢献の力になります。



お問合せ：
法人会事務局
TEL 825-7100

横須賀市立市民病院 病院長
横浜市立大学 名誉教授

いしがつぼよしあき
石ヶ坪良明 先生



医療の質と病院運営について

Q. 医療の質はどのように評価されるのでしょうか？

A. 医療の質を評価する際に、《構造 (structure)》、《過程 (process)》、《結果 (outcome)》を使用することが推奨されています (図-1、Donabedian,1966)。

まず、構造 (structure) としては、施設構成、設備、人員配置等、その医療機関の持つ基本的な能力です。この中には、立地条件なども含まれると思います。これが、各医療機関の活動を規定する最重要因子です。

次に、過程 (process) においては、行われている医療行為の適正性、効率性などが問われます。process は、工程、処理などの意味もありますが、処理の工程が効率的に行われているか否かを判定し改善を図る手段にしなければなりません。

最後に、結果 (outcome) ですが、一連の医療行為によって齎 (もたら) される最終的な状態です。結果の如何によっては、次の構造の再構築に影響し、これが次の過程の規定因子になるという《円環構造》をなしているのだと考えられます。

これを、実際の《病院運営におけるシェーマ》として述べていこうと思います (図-2)。このシェーマは、前述したように円環構造をなしています。この先、便宜的に時計方向に回ると仮定して話を進めます。まず、《構造》が充実されると医療提供体制が強化され、それと相まって臨床面で医療行為が効率化し、高度化が図れるようになると思われます。

このような状況下では、《過程》を客観的に評価するうえで、所謂《臨床指標》を使用することが求められるようになります。《臨床指標》の評価により適切な医療の質の向上と、医療提供の効率化が図れるようになります。

そして、《結果、outcome》としては、必要な利益の確保が図れるようになり財務の面で更に発展する契機 (モメント) が得られます。それは、人員増や医療設備への投資、インフラの改善などが可能になること

が大きな要因になるからです。それが更に次のサイクルに影響し好循環になります。しかし、注意しなければならないのは、実際には、これとは逆の悪循環に陥ることもあることです。

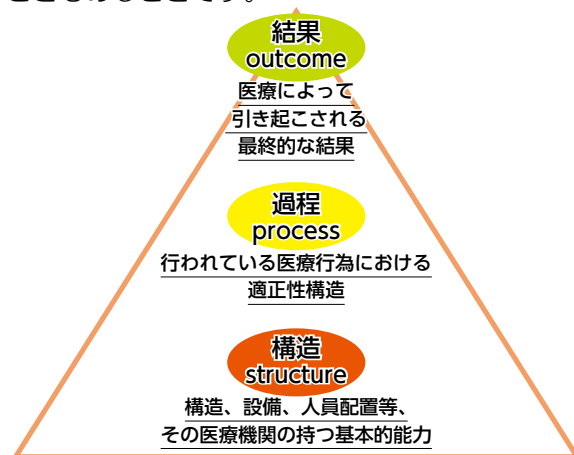


図-1：A Donabedian (1966)

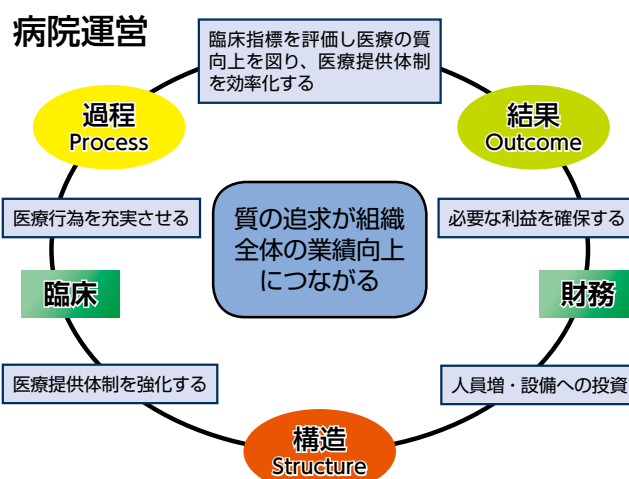


図-2：病院運営

このように、医療の質の追求が組織全体のパフォーマンス向上につなげることができます。この際、常に意識しなければならないのは、このシェーマが適切に運用されているか否かの視点を持ち続けることだと思います。

平成27年分 年末調整等説明会開催のお知らせ

1. 説明会日程

開催年月日	開催時間	対象地域等	説明会場
27年11月20日(金)	13時30分～16時	三浦地区	三浦市総合体育館・潮風アリーナ 三浦市初声町入江169
27年11月25日(水)	13時30分～16時	大津・浦賀地区	横須賀地方合同庁舎 2階共用会議室 横須賀市新港町1-8
27年11月26日(木)	9時30分～12時	久里浜・北下浦・西地区	
	13時30分～16時	追浜・田浦・衣笠地区	
27年11月27日(金)	9時30分～12時	本庁・逸見地区	
	13時30分～16時		



- 携行品…①郵送された『年末調整のしかた』等の説明資料 ②出席票兼関係用紙請求書 ③筆記具
- 平成27年分法定調書及び同合計表の提出…平成28年2月1日までに税務署へ提出してください。
- 給与支払報告書及び同合計表の提出…平成28年1月1日現在の受給者の住所地の市町村毎に取りまとめ、平成28年2月1日までに各市町村に提出してください。
- お願い…①対象地域の開催日に都合の悪い方は、どの会場でも結構ですからご出席ください。
②説明会場には、公共交通機関等でお越しいただくようお願いいたします。
(横須賀地方合同庁舎の駐車台数に限りがあり、説明会開始時間までに説明会場に入場できないことが予想されます。)
詳しくは、横須賀税務署 (☎046-824-5500) へ。

労働基準監督署からのお知らせ

神奈川県最低賃金

時間額

905

円

18円UP
↑

平成27年10月18日から

働くには、最低賃金
 チェックざんす。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

●厚生労働省ホームページアドレス: <http://www.mhlw.go.jp/>
 ●最低賃金に関する特設サイト: <http://www.saitetchingin.jp/>
 ●パソコンでも最低賃金がチェックできます! [【最低賃金制度】](#) 検索

WEBでチェック!

厚生労働省

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは?

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかのチェック方法は?

チェックしたい賃金(※1)を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較します。(※2)

- 時間給の場合
時間給 ≥ 最低賃金額(時間額)
- 日給の場合
日給 ÷ 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) ≥ 最低賃金額(時間額)
- 月給の場合
月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) ≥ 最低賃金額(時間額)
- 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合
例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、
 - 基本給(日給) → (2)の計算で時間額を出す
 - 各手当(月給) → (3)の計算で時間額を出す
 - ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
 ① 臨時に支払われる賃金(臨時手当など)
 ② 1か月を超えない期間に支払われる賃金(賞与など)
 ③ 所定労働時間を超える時間外労働に支払われる賃金(時間外労働賃金など)
 ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日労働賃金など)
 ⑤ 年長10歳未満の子供を養育する等の労働者に対して支払われる賃金(子育て賃金など)
 ⑥ 通勤の労働時間賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 ⑦ 精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、日額に換算した額と特定最低賃金額(日額)

あなたの賃金は?
チェックしてみましょう!

自衛隊観艦式2015挙行

10月18日、3年に1度自衛隊の最高指揮官・内閣総理大臣が艦隊を観閲する「観艦式」が挙行された。

事前公開とともに、一般市民も艦船に乗ることができるなど毎回大人気の行事で、相模湾沖での体験航海・護衛艦の一般公開・夜の艦船イルミネーションに演奏会・パレード等々、本番当日の18日までの1週間は横須賀市を中心に様々なイベントで彩られた。

今回は、全国の海上自衛隊の艦船36隻に加え、アメリカ・オーストラリア・インド・フランス・韓国の艦艇も参加し、アメリカ海軍原子力空母ロナルド・レーガンも飛び入りで参加するサプライズも。ブルーインパルスやオスプレイなど航空機もイベントに花を添え、壮観な観艦式となった。



壮観な観艦式航海のようす（相模湾沖）



掃海母艦「ぶんご」艦上で演奏する大湊音楽隊

新 会員紹介

(平成27年8月～27年10月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —
近くの会員企業を利用しましょう

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
北部地区会					
田浦	(株)アミカルケアサービス	藤田 孝	田浦町3-1-20	860-1477	介護事業
中央第1地区会					
大滝小川	(株)かねこハウス	金子 弘光	大滝町2-14	827-8811	不動産業
米が浜日の出	(株)友	岡田 友昭	日の出町1-2-2明香ビル1003	876-6124	飲食・イベント業
南西地区会					
佐野	けい(株)	野田 正則	佐野町5-30	854-9365	卸売業
東部地区会					
大矢部	(株)いづみ企画	和田 光正	佐原1-4-10	835-2961	不動産管理
大矢部	*	児山 照子	佐原3-19-12	835-7328	
根岸	(株)オークマ	大熊 雅人	根岸町2-4-50	835-3555	塗装業
南部地区会					
浦賀西	(株)ナガイトータルプランナー	永井真理子	西浦賀5-27-2	843-2557	不動産業
久里浜中央	(株)アンディーン	前島 武人	久里浜5-10-9	845-6932	製造業
久里浜中央	*	工藤昭四郎	久里浜7-5-1-703	090-1431-8607	
三浦地区会					
三崎第3	三崎水産加工(協)	石上 昭	三崎町城ヶ島658	882-2216	協同組合

*は賛助会員です

マイナンバー「社会保障・税番号制度」の詳細やお問い合わせは

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- コールセンター（全国共通）0570-20-0178 平日 9:30～22:00 土日祝 9:30～17:30
- 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>



法人会

税のオピニオンリーダー それが経営者の団体「法人会」です。

詳しくはWEBへ

法人会

検索



公益社団法人
横須賀法人会

〒238-0013 横須賀市平成町2-14-4 TEL (825) 7100 FAX (826) 3073
http://www.yokosuka-hojinkai.com/ E-mail : office@yokosuka-hojinkai.com

編集：広報委員会 印刷：文明堂印刷株